諮問番号：令和元年度諮問第４３号

答申番号：令和２年度答申第 ２ 号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年１２月１８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）本件処分では、家賃料共益費が圧迫し、生活扶助費の負担が増え、生活が困窮する。１か月分の生活扶助費（基準額）は最低でも約９万円が妥当であるので、生活保護費の増額が望ましい。

（２）処分庁の職員が家宅訪問に来たが、その際の質問が尋問のようであった。

（３）就業不可であるにもかかわらず、処分庁の職員が社会活動の一環として就労の指示を出したことで不利益を被った。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）平成３１年１月分の保護費について

処分庁は、平成３０年１２月分の保護費に認定した期末一時扶助費を削除した上で、「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の規定に基づき、審査請求人の平成３１年１月分保護費の支給額を決定する本件処分を行ったものであり、その算定に誤りは認められない。

（２）保護基準について

審査請求人は、１か月分の生活扶助費は約９万円が妥当であり増額が望ましい旨主張しているが、生活扶助費の額を定める保護基準は、法第８条第１項のとおり厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は、法令及び法令に基づく保護基準に則って処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている。（最高裁判決昭和４２年５月２４日昭和３９年（行ツ）第１４号）

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分は法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、就業不可にも関わらず、処分庁の回答内容が、社会活動という概念で就労の指示を出していると思われるので、不利益を被る旨主張しているが、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年２月２０日　諮問の受領

令和２年２月２１日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月６日

口頭意見陳述申立期限：３月６日

令和２年２月２７日　審査請求人の主張書面（２月２５日付け）の受領

令和２年３月２３日　第１回審議

令和２年５月１４日　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、同条第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
　そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（５）生活保護の基準額について、保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、１２月の基準生活費の額には、期末一時扶助費を加えることとされている。

（６）保護基準の別表第１の第２章の２（２）は、「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「イ　障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級のいずれかに該当する障害のある者」を定めている。

（７）「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」(平成２７年４月１４日社援発０４１４第９号)は、保護基準の別表第３の２の規定に基づき、住宅扶助(家賃・間代等)の限度額について定めている。

（８）次官通知の第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（９）局長通知の第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、６か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。

　　　なお、局長通知は、地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年５月１１日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成３０年１２月１８日付けで、処分庁は、同年１２月分の保護費に認定した期末一時扶助費を削除した上で、平成３１年１月分の保護費を決定する本件処分を行った。

　　　なお、同日付けの保護決定通知書によれば、審査請求人の生活扶助費(基準額)は７８，８３０円、障がい者加算額は１７，５３０円、冬季加算額は２，５８０円、住宅扶助費は４０，０００円である。

（３）平成３１年１月２２日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分は、平成３０年１２月分の保護費に認定した期末一時扶助費を削除した上で、平成３１年１月分の保護費を決定したものである。

　　　期末一時扶助費は、前記１（５）のとおり、１２月の生活扶助費（基準額）に加えて支給されるものであるので、平成３１年１月分の保護費について、処分庁が期末一時扶助費を削除したことに違法又は不当な点は認められない。

（２）審査請求人は、１か月分の生活扶助費（基準額）は約９万円が妥当であり、増額が望ましいと主張しているが、審査請求人に支給される保護費については、法第８条第１項の規定により厚生労働大臣が定めた保護基準に則って決定されたものであり、違法又は不当な点は認められない。

（３）なお、審査請求人は、家庭訪問時の処分庁の職員の質問が尋問のようであったことや、就業不可である審査請求人に対して、処分庁が社会活動の一環として就労の指示を出したことで、不利益を被った旨主張しているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

（４）したがって、本件処分は、法令等の定めに従って行われたものであるので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子